

令和 3 年度
長野県農業再生協議会 米・戦略作物部会
総会補足資料

- ・令和 3 年度米・戦略作物部会 事業計画（案）の補足資料
- ・令和 3 年度産地交付金の助成内容等について

令和3年産米の需給調整対策に係る本県の対応

令和3年1月
長野県農業再生協議会

1 令和3年産米の推進方針

- ・令和2年11月5日に決定した生産数量目安値内での生産を基本とし、関係機関が一丸となった推進を図る。
- ・地域農業再生協議会ごとに、地域間調整に頼らない目安値内での生産に向けて、地域の実情に応じた対策を講じる。
- ・目安値設定後に公表された事業については生産者の所得向上に資するものであることから、目安値内での生産となる見込みであっても、農業者への情報提供を徹底するとともに、積極的な活用を検討する。
- ・なお、全ての地域農業再生協議会において、目安値内での生産が行われた場合は、地域間調整による受け手がないことから、3%ルールそのものの制度を適用しないこととする。

2 各種事業の活用

(1) 産地交付金

ア 産地交付金の県分の活用

- ・国の方針に基づき、令和2年度の15%から20%に引き上げることとする。
- ・支援内容については、これまでの助成に加え、輸出用米や野菜などを経営に取り入れた複合化など本県が目指す水田農業への誘導と特徴的な取組に対して単価を増額する。
- ・緊急的に酒造好適米からの転換を進めるための加算措置を講じる。

<単価を増額する取組品目>

新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、そば、高収益作物（野菜等）等

<産地交付金の県枠及び地域枠の配分案について（R2.12.25時点見込）>

	2年度（県枠15%）	3年度案（県枠20%）	対 比
県再生協	160,238千円	214,277千円	133.7%
地域再生協	907,816千円	857,107千円	94.4%
合 計	1,068,054千円	1,071,384千円	100.3%

<産地交付金の県枠活用方法（案）>

助成種目	助成単価（円/10a）		
	令和2年度	令和3年度 単価見込	
① 新規需要米の取組支援（要件有）	飼料用米 米粉用米	4,600	6,000(増)
	WCS用稻	7,600	7,600
② 産地推進品目の単収等向上のための技術定着支援	麦、大豆	6,000	6,000
	そば	6,000	8,000(増)
③ 高収益作物の作付拡大への支援	県推進品目	30,000	35,000(増)
	県推進品目以外	20,000	25,000(増)
④ 産地推進品目の排水対策支援		5,000	5,000
⑤ 新規需要米の取組支援	加工米	9,000	10,000(増)
	新市場開拓用米	12,000	12,000
⑥ 高収益作物（野菜・花き・花木・果樹）の取組支援		2,000	1,000
⑦ 酒造好適米の転換推進支援	飼料用米以外	-	5,000(新)
	飼料用米	-	10,000(新)
⑧ 加工用米・新市場開拓用米の複数年契約の取組		-	5,000(新)
⑨ 飼料用米の県内用の拡大		-	15,000(新)

イ 産地交付金の各地域分の活用

- 別添の所得試算表を参考に、各地域において推進を図る品目のうち、支援が不足すると思われるものについては、地域段階に置ける上乗せを検討する。
- 推進する品目や支援単価については、生産者団体等と十分に協議して決定する。
- 新規支援メニューの創設する場合は、取組要件や確認方法について、検討段階から関東農政局長野県拠点に事前協議を行う。

(2) 水田リノベーション事業（令和2年度第3次補正予算）

<県の対応>

- 対象品目の生産性と品質の向上に繋がるとともに、水田活用の直接支払交付金よりも助成単価が高いことから、積極的な活用を呼びかける。
- 特に、米による生産調整の取組を進めるため、新市場開拓用米については、系統外の生産者を中心市町村及び輸出事業者と連携し、加工用米については生産者団体と連携して戦略的に推進する。

<要望スケジュール>

～2月10日（水） 要望額仮報告（県締切）

～3月1日（月） 要望額報告（県締切）

(3) 水田麦・大豆産地生産性向上事業（令和2年度第3次補正予算）

<県の対応>

- ・麦・大豆の生産性と品質の向上に繋がるとともに、生産者の所得支援になることから、積極的な活用を呼びかる。
- ・なお、県予算措置については、国繰越による県当初予算で対応する。

<要望スケジュール>

- ～2月 8日（月） 要望額仮報告（県締切）
～3月 1日（月） 要望額報告（県締切）

(4) 水田活用の直接支払交付金都道府県連携型助成（案）

（県単事業の上乗せ；令和3年度当初予算）

<県の対応（案）>

- ・本県の施策方針に沿った品目の生産拡大を図る品目のうち、他の国支援では十分でない品目について、来年の拡大分を支援する方向で検討中。
- ・「水田農業経営確立推進指導事業（産地推進品目のモデルほ設置等のためのソフト事業）」に、新たなメニューとして設定する。

<県単事業支援品目と対象面積>

- ・そば、飼料用米 の令和2年度からの拡大面積（基幹作）

<県単事業支援単価>

- ・5,000円/10a（拡大分）

<想定スキーム>

- ・県⇒地域農業再生協議会⇒農業者（5,000円/10a）
(水田農業経営確立推進指導事業補助金のメニューとして運用予定)
- ・国⇒農業者（5,000円/10a）
(県が支払った農業者のリストを国に報告することにより、国から直接交付)

<その他>

- ・県支援単価と同額相当が、水田活用の直接支払交付金として国から交付される。

参考：戦略作物等の支援単価一覧

単位：千円/10a

	いずれか一方		麦・大豆生産性向上事業	県産地交付金			県単事業+国上乗せ
	水田活用の直接支払交付金	水田リノベーション事業		既存メニュー	複数年契約	県内拡大	
加工用米	20	40		10 (9)	5		
新市場開拓用米	20	40		12 (12)	5		
米粉用米	55～105			6 (4.6)			
飼料用米	55～105			6 (4.6)		15	5+5
麦	35	40	15	6 (6)			
大豆	35	40	15	6 (6)			
そば	20			8 (6)			5+5
高収益作物		40				35 (30)	
酒米からの転換						5 (-)	

米の生産調整における用途限定米穀の取組方針について

令和3年2月
長野県農業再生協議会

1 用途限定米穀の推進方針

- ・主食用米の需要が減少する中、米価を維持し、水田農業経営体の経営を安定させるためには、需要に応じた適正生産の徹底が重要である。
- ・主食用米の転換については、市場ニーズの高い麦、大豆、高収益作物への転換を推進するとともに、他品目への転換が難しい場合には、用途限定米穀による水田を水田として活用した取組を推進する。
- ・用途限定米穀の取組については、加工用米や米粉用米は既存の取組を継続又は拡大を進めいくこととし、新市場開拓用米及び飼料用米については今後も需要が見込めることから、重点推進品目として推進していくこととする。
- ・新市場開拓用米及び飼料用米の推進については、系統外の大規模生産者を含め、生産者に向けて、各種支援により主食用米と同等の所得が確保できるなどの情報を提供し、積極的な取組を誘発していくこととする。

<用途限定米穀の状況>

加工用米	コロナ禍の影響により特に日本酒用のかけ米需要の減少が顕著
飼料用米	県内においては畜産ニーズが限られている。全国的には需要が大きいが、県外飼料工場まで遠い本県においては、運賃をかけて取り組むことが難しい。ただし400トン程度は県内需要に応えきれていないため、地消地産の観点からもマッチングを強化する必要がある
新市場開拓用米	欧米向け外食需要はコロナの影響があるが、巣ごもり需要による需要拡大も見られる。東南アジアの中食・外食需要は大きな影響はない

2 新市場開拓用米の取組

(1) 国及び県の農林水産物の輸出目標等

国の農産物等輸出目標：2019年 9千億円⇒ 2025年 2兆円⇒ 2030年 5兆円

長野県の農産物等輸出目標：2019年 12億円⇒ 2022年 22億円

(2) コメ輸出の取組推移

- ・全国的には平成30年から産地交付金の対象となり、取組が拡大している。
- ・本県においては令和2年度から産地交付金県活用による支援を拡大したこともあり、令和2年度は前年対比1.5倍の伸びとなった。

		H29	H30	R元	R2
長野県	取組面積 (ha)	20	61	68	114
	取組数量 (t)	129	385	425	721
全国	取組面積 (ha)	1,328	3,578	4,097	6,089
	取組数量 (t)	7,349	19,862	22,518	33,343
新市場開拓用米 取組面積全国対比 (%)		1.5	1.7	1.6	1.8
(参考) 全水稻面積全国対比 (%)		2.2	2.2	2.2	2.0

(3) 県内の特徴的な取組み

- J A全農長野と東洋ライス（株）連携：金芽米等の健康食向け輸出
- 風土Link：農家が組織する団体による取組
- クボタ：現地販売会社を持ち、現地精米～炊飯口ボの提案もあわせて行っている。
- Wakka Japan：有機無農薬等の高規格米も取り扱う他、長野県内で子会社による生産も行う。

(4) 長野県内で取り組むコメ輸出事業者についての情報等

	風土リンク	クボタ	Wakka Japan
納入形態	乾燥調製した玄米を、30kg 米袋又はフレコンで	乾燥調製した玄米を、30 kg 米袋又は指定フレコンで	乾燥調製した玄米を、30 kg 米袋で
集荷方法	風土リンク手配のトラックで集荷	新規地域の場合は要ご相談	Wakka Japan 手配のトラックで集荷
価格 (R2実績)※	10,000円/60kg程度	10,000円/60kg程度	非公開
R2長野県 集荷実績	350トン程度	150トン程度	78トン
R3長野県 集荷予定	400トン程度	250トン程度	80トン程度
担当者連絡先	柳澤 0268-71-0072 info@fudolink.co.jp	神田 06-6648-3809 yuta.kanda@kubota.com	佐藤 011-200-5454 sato@wakka-jp.com

※全国的な米価下落等の影響により、R3年度はR2実績より2~3千円/60kg程度安くなる見込みであり、水田リノベーション事業の活用を検討されたい

3 飼料用米の取組

(1) 飼料用米の県内需要と取組方針

- 県園芸畜産課の飼料用米マッチング調査によると、県内において約400トン(66ヘクタール相当)の飼料用米需要がある。
- 畜産振興と主食用米の適正生産の両面から、県内需要向けの飼料用米の取組を推進する。

(2) 飼料用米の需要がある県内酪農家の活用状況等

- 飼料の自家配合の際、重量比20~23%ほど加えて給餌している。
- フレコン玄米納入されたものを、自身で2mm以下に粉碎し使用。

- ・ とうもろこしの値段が上がっており、為替等の影響で価格変動も心配される中、飼料用米は価格が 25 円/kg（送料込）と安定しているため、経営的に非常に助かっている。
- ・ 確保できている数量は現状 300 t ほど。
- ・ 飼料用米は供給が安定しないので、県内で安定供給ができれば需要量の増加がきたされる。

（3）飼料用米取組に関する課題等

- ・ J Aとしては、生産物収入に対する手数料収入が少なく、国への申請事務や保管料、運賃等を考えると、利益がほぼでない。
- ・ 収穫・調整から実需へ引渡しの間に保管する場所の確保が大きな課題。

（4）飼料用米取組に対する支援等

- ・ 生産物収入は 5～25 円/kg と極めて安いものの、交付金が手厚く支援される。
- ・ 国戦略作物助成（80,000～10,500 円/10a）、産地交付金・複数年契約加算（12,000 円/10a）、県産地交付金・生産性向上の取組（6,000 円/10a）、県産地交付金・県内実需向け拡大（15,000 円/10a）、都道府県連携型助成（拡大分・10,000 円/10a）、酒造好適米からの転換（10,000 円/10a）等を踏まえると、主食用米並みの所得が得られる。

（5）推進方法

＜系統組織＞

- ・ 中央会が中心となり、需要のある産地の J A と取組意向のある J A 間を調整する

＜系統外生産者＞

- ・ 安定した所得が得られる見込みがあるため、自家調整施設を持つ大型経営体等に対し、行政から推進を行い、実需者につなぐ

第2期水田農業トリプルアップ運動の概要

1 目的

平成30年に国の管理から地域が主体となって米の生産調整に取り組むなどの「米政策改革」を受け、本県では平成30年度から令和2年度の3年間を運動期間として、競争力のある効率的な経営体が主体となった持続性の高い生産構造を実現するため、関係機関・団体が一丸となり、①園芸品目等の導入など水田経営の複合化による「競争力のアップ」、②県産米の高品質化やオリジナル品種のブランド化による「ブランド力のアップ」、③徹底したコスト削減による「収益力のアップ」の3つの力を高めていく「水田農業トリプルアップ運動」を展開してきた。

米の需給動向は、平成30～令和元年産は主食用米の作付け抑制が国の想定を下回ったものの、主産地の作況が悪かったことから米価に影響は及ぼさなかったが、令和2年産において、コロナ禍の影響により業務用米の需要が減少したことなどから、主食用米の民間在庫量が適正水準を大きく超え、米価が下落している。

コロナ禍の終息が見通せない中、より一層に需要に応じた適正生産に努めつつ、水田経営の体质強化を加速して進める必要がある。

このため、「第1期水田農業トリプルアップ運動（平成30～令和2年度）」の取組実績をしっかりと検証し、運動の目指す方向に沿って、効果が出ている取組については更に強化し、停滞している取組については、違った視点・角度からアプローチをする「第2期水田農業トリプルアップ運動（令和3年度～令和5年度）」を展開する。

＜成果目標＞

- ・実需者ニーズの高い県オリジナル品種の作付面積 (R2) 2,777ha → (R5) 4,282ha

米	「風さやか」	(R2) 1,594ha → (R5) 2,030ha
	「山恵錦」	(R2) 45ha → (R5) 80ha
大麦	「ホワイトファイバー」	(R2) 201ha → (R5) 210ha
小麦	「東山55号」	(R2) 0ha → (R5) 560ha
	「ゆめかおり」	(R2) 193ha → (R5) 520ha
	「ハナマンテン」	(R2) 415ha → 「東山53号」 (R5) 480ha
大豆	「すずほまれ」	(R2) 222ha → 「東山231号」 (R5) 260ha
	「すずろまん」	(R2) 20ha → (R5) 22ha
そば	「長野S8号」・「桔梗11号」	(R2) 87ha → 「桔梗11号」 (R5) 120ha

※R2面積は暫定値

- ・米の単位当たり収量全国順位 (R2) 3位 (606kg/10a) → (R5) 1位
- ・米の1等米比率の全国順位 (R2) 3位 → (R5) 1位
- ・5ha以上規模の効率的な水田農業経営体数 (R2) 719経営体 → (R5) 840経営体
- ・複合化に取り組む水田経営体数 (R2) 0経営体 → (R5) 20経営体

2 推進期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

3 推進体制

(1) 県段階

次に掲げる機関、団体等が相互に連携を図り推進する。

長野県、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部、長野米生産販売対策協議会、長野県食糧集荷協同組合、長野県農業再生協議会 等

(2) 地域段階

次に掲げる機関、団体等が相互に連携を図り推進する。

農業農村支援センター、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会 等

4 重点推進事項

(1) 水田経営の複合化の推進【競争力アップ】

ア 取組方針

自らの経営状況を分析し、専属の部門責任者を確保したうえで、地域に適した又は戦略的に産地化を図る野菜等の高収益作物の導入を進め、複合的で収益性の高い生産構造への転換を加速する。

野菜等の高収益作物の導入が難しい地域においては、既存の機械や労力を活かした麦・大豆・そばの土地利用型作物の団地化による作付け拡大を進め、作業と経営の効率化を図る。

イ 取組方向

(ア) 地域に適した収益性の高い園芸品目への作付誘導

集落営農組織や雇用労働を有している法人などの経営体を中心に、自らの経営状況に合わせた収益性の高い新たな品目導入を推進する。

なお、品目導入にあたっては、生産者団体や市町村、農業農村支援センター等の関係機関が密接な連携を図り、導入にチャレンジする経営体が早期に経営安定が図られるよう積極的な支援を展開する。

(イ) 麦・大豆・そばとの組み合わせた2年3作等の輪作体系の普及推進

現在の主産地を主体に、基本技術の励行を再徹底し、収量と品質の向上を図るとともに、作業と経営の効率化を図るため、2年3作の栽培体系の導入やブロックローテーションの再構築などによる作付けの集約化を積極的に進める。

(ウ) 非主食用米を組み合わせた大規模米生産の推進

大規模米生産により生産コストを下げつつ、主食用米と加工用米や輸出用米などの用途限定米穀を組み合わせた稻作による生産数量目安値内での生産を進めること。

(2) 県産米の品質向上・オリジナル品種のブランド化【ブランド力アップ】

ア 取組方針

風さやかのブランド化や特別栽培米などのこだわりの米の生産を進めるとともに、基本技術の再徹底などによる実需者・消費者に選ばれる高品質な米生産を進め、長野米の高付加価値化と、更なるイメージアップを図る。

麦・大豆については実需者ニーズを合わせて、計画的に品種転換を進める。

イ 取組方向

(ア) 1等米比率全国1位の維持・向上

1等米比率全国1位を目指し、プロジェクトチームによる地域の現状分析と課題を解決するためのきめ細かな技術指導を展開するとともに、高温登熟障害（胴割米・白未熟粒）・雑草イネ対策の実施、適正な肥培管理技術の徹底などにより、実需者・消費者に選ばれる高品質な米の生産を進めること。

(イ) 県オリジナル品種（米・麦・大豆・そば）のブランド化と、実需者ニーズに応じた作付推進・生産拡大

実需者等から評価の高い県オリジナル米「風さやか」を始め、大麦・小麦・大豆・そばのオリジナル品種を中心に、実需者ニーズに沿った品種の作付け誘導を生産技術対策と合わせて計画的かつ戦略的に進め、実需者から信頼される産地形成を進めること。

(ウ) 特別栽培等こだわり栽培による米の高付加価値化の推進

産地の立地状況などを踏まえ、長野県原産地呼称管理制度や特別栽培米など個々の生産者が取り組んでいる特徴のある米の高付加価値化を推進し、長野米全体のブランドイメージの向上に繋げる。

(3) 徹底したコスト削減【収益力アップ】

ア 取組方針

ICTを活用した効率的生産体系システムの構築・普及、スマート農業技術の導入、省力・低コスト技術の導入、環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量削減などにより、徹底した生産コストの削減を進め、収益力の向上を図る。

イ 取組方向

(ア) 作業の効率化・移動時間の短縮に向けたほ場の集約化

地域の水田農業の構造改革を進めるため、人・農地プランの実質化に合わせて、農地中間管理事業の積極的な活用により、地域農業を牽引する経営体への農地の集積・集約化を積極的に推進する。

(イ) スマート農業機械の早期現場導入

労働力不足による規模拡大への阻害や適期作業ができず、品質低下などの生産現場が抱える課題を解決する革新的な農業機械の実用化が進んでいる。そこで、ステップ1「知る」、ステップ2「試す」、ステップ3「実践する」の段階的に生産者などの理解促進を図るとともに、稲作の主要な作業工程をスマート農業技術で実践するモデル経営体を育成し、早期に現場への導入促進を図る。

(ウ) I C Tを活用した経営のムダ・ムラ等の洗い出しと経営改善の促進

I C Tを活用して、効率的な生産体系システムの構築に向けた経営改善指導の実施や省力化技術の導入などにより徹底した生産コストの削減を進め、収益力の向上を図る。

特に、トヨタ式カイゼン手法の農業現場への導入を計画的かつ速やかに進め、企業的な経営感覚を持った経営体の育成をより一層推進する。

(エ) 肥料・農薬等の生産資材の見直しによる生産費の削減

環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減や、土壤診断結果に基づく省力・低コストにつながる肥料（一発・側条・低成分肥料等）の普及拡大などにより、生産コストの削減を進める。

5 推進方法

- ・ 長野県の主要農作物の生産振興等の実施計画を示した「長野県主要農作物生産振興基本計画」を推進体制（県段階）の構成機関の協議により毎年作成し、推進を図る。
- ・ 県段階や地域段階において、協議会、研修会、検討会等を通じて、地域の指導的立場にある技術者や生産者の理解を深め、運動の実現を図る。
- ・ 必要と認められるときは、積極的に構成機関以外の個人や団体等からの参加や意見聴取を行い、運動の円滑な推進に努める。
- ・ 園芸品目の導入に向けた複合化については、土地利用型作物関係機関だけでなく、園芸品目や基盤整備、経営部門など多くの関係機関による連携体制を構築して推進する。

令和3年度産地交付金の助成内容等について

長野県農政部

1 産地交付金の活用推進

(1) 長野県に対する配分額

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初配分	1,078,424	1,054,504	1,068,054	1,071,384
追加配分（※）	119,824	138,517	640,963	-
配分総額	1,198,248	1,193,021	1,709,017	-

※地域の取組に応じた配分、国留保分の解除に伴う追加配分等

(2) 産地交付金の配分方法

ア 配分に当たっての国の考え方

水田の高収益化について、県が主導して進めよう誘導するため、産地交付金の当初配分額のうち2割以上は県段階で助成内容を設定（R2の1.5割以上から引上げ）

イ 県と地域の配分方法

地域が主体となって水田の活用方法を検討するため、地域へ最大限に配分

○地域協議会への配分方法

- ・ R2年度配分シェアに基づき、国からの当初配分の80%相当額を按分して配分
- ・ 国の留保解除による追加配分は、全額をR3年度転換作物面積のシェアに基づき配分。
- ・ R4年以降は、当初配分と国の留保解除に係る追加配分の総額に対するシェアに基づき、当初配分を行う（転換が多く必要な協議会に配分を多くするため）
- ・ なお、地域の取組に応じた配分（※）については、取組を行った地域協議会に配分することを基本とする。ただし、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算において、主食用米の面積減少が、県域組織が行った備蓄米の取組により生じたものである場合は、県協議会で活用

※飼料用米・米粉用米の複数年契約、そば・なたね・新市場開拓用米の作付けに対する交付金
及び転換作物拡大加算、高収益作物等拡大加算

<県段階及び地域段階の当初配分額>

(単位：千円、%)

	2年度(県枠15%)	3年度案(県枠20%)	対比
県再生協	160,238千円	214,277千円	133.7%
地域再生協	907,816千円	857,107千円	94.4%
合計	1,068,054千円	1,071,384千円	100.3%

(3) 県段階における助成内容

ア 助成種目と単価の前年比較

県配分額の増加を受け、県が重点的に推進する品目を手厚く支援

(単位：円/10a、太字下線 新規または単価の増額)

助成種目	令和2年度		令和3年度	
	助成単価	農家周知 単価※	助成単価	農家周知 単価※
①新規需要米 の取組への支援	飼料用米 米粉用米	4,600	4,600	<u>6,000</u>
	WCS用稻	7,600	7,600	7,600
②産地推進品目の单 収等向上のための技 術定着への支援	麦、大豆	6,000	6,000	6,000
	そば			<u>8,000</u>
③高収益作物の作付 拡大への支援	県推進品目	30,000	25,000	<u>35,000</u>
	県推進品目以外	20,000	15,000	<u>25,000</u>
④産地推進品目の排水対策支援		5,000	4,000	4,000
⑤新規需要米の 取組への支援	加工用米	9,000	8,000	<u>10,000</u>
	新市場開拓用米	12,000	10,000	10,000
⑥高収益作物(野菜・花き・花木・果樹) の取組への支援		2,000	1,500	1,000
⑦酒米からの 転換への支援	飼料用米	(令和3年度新規メニュー)		<u>10,000</u>
	飼料用米以外			<u>5,000</u>
⑧加工用米、新市場開拓用米の 複数年契約		(令和3年度新規メニュー)		<u>5,000</u>
⑨飼料用米の県内需要向けの拡大				<u>15,000</u>

※想定よりも多い追加配分や実面積の減少があったとしても、ビジョン上の設定単価よりも助成単価を上げることはできないため、県配当額の不用額が発生することがある。県配当額を有効に利用するため、農家にはビジョン上の単価ではなく、それよりも低い設定の「農家周知単価」で周知を行う。こうすることで、農家周知単価～水田フル活用ビジョン上の単価の範囲で単価の調節が容易となり、不用額が発生しにくくなる。

イ 助成内容

① (一部拡充)新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稻）の取組への支援

○助成単価

区分	R3助成単価	(参考) R2助成単価	単価の考え方
飼料用米	<u>6,000円/10a</u>	4,600円/10a	米による転作の手法として 重要なため増額
米粉用米			
WCS用稻	7,600円/10a	7,600円/10a	

○助成対象

生産性向上の取組として、以下のいずれかの取組をした場合に対象とする

取組の要件	具体的な取組内容	備考
生産性向上 の取組 (低コスト生産)	1 多収品種の作付け	<飼料用米・米粉用米> 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する 要領別紙1の第4の3に規定する品種 <WCS用稻> (一社)日本草地畜産種子協会が取り扱う種子 のうち、WCS用稻の品種(兼用品種含む)
	2 直播栽培	
	3 疎植栽培	・おおむね50株/3.3m ² 以下
	4 高密度播種育苗技術	・種粒を通常の1.5倍の密度で播種し育苗した苗 を田植え機で定植する技術
	5 ブロックローテーション	
	6 ほ場の団地化	・団地化の要件は、担い手への農地集積推進事 業の「規模拡大交付金」の面的集積要件を準用
	7 施肥効率化技術	・土壤診断に基づく肥培管理 ・側条施肥技術

② (一部拡充)産地推進品目（麦類・大豆・そば）の単収等向上のための技術定着への支援

単収・品質の向上に向け、排水対策などの対策技術の徹底・定着により、魅力ある転換作物として生産拡大を進める。

○対象作物 産地推進品目に掲げる麦、大豆、そば

○助成単価 麦・大豆 6,000円/10a ((参考) R元単価: 6,000円/10a)

そば 8,000円/10a ((参考) R元単価: 6,000円/10a)

- 助成対象 **一県で取りまとめた重点推進対象経営体**
・排水溝を設置するほか、次に掲げる1つ以上の生産性向上対策に取り組んだほ場
ただし、助成対象者に対する助成金の交付は2年間（2回）までとする。

<生産性向上のための取組技術>

- ・たい肥の施用（10a当たり概ね1t以上）
- ・土壤診断に基づく適正な施肥
- ・出穂・開花後の病害虫防除（麦類は1回以上、大豆の防除作業は2回以上）
- ・難防除雑草（帰化アサガオ類、アレチウリ、アブラナ科雑草、オオブタクサ）
の防除

③ **(拡) 産地推進品目（野菜等の高収益作物）の作付拡大への支援**

野菜等の導入により水田経営の複合化を進め、経営の体質強化を図る。

- 対象作物 産地推進品目に掲げる野菜等の高収益作物
○助成単価 **モデル農家への導入支援により産地化を図る産地推進品目：35,000円/10a**
それ以外の産地推進品目：25,000円/10a

- 助成対象 ・経営体における対象作物の作付合計面積が、令和元年度以降最も作付けが大きい年度に比べて増加した場合、増加した面積分を対象とする（新規の取組みも含む）。

④ 産地推進品目（土地利用型作物含む）の生産性向上のための排水対策支援

表面排水に加え、心土破碎や暗渠施工等によりほ場の排水性を高め、産地推進品目の品質・収量を向上させる。

- 対象作物 産地推進品目（土地利用型作物含む）
○助成単価 5,000円/10a
○助成対象 ・耕盤破碎、穿孔暗渠、弾丸暗渠の施工等により、排水性を高めることで生産性向上に取り組むほ場

⑤ (拡) 加工用米・新市場開拓用米の取組への支援

自安値に沿った適正生産を着実に進めるため、実需者からの要望を踏まえた加工用米の生産や新たな販路の開拓に資する輸出用米の作付けを推進するための緊急的な措置。

○対象作物 加工用米、新市場開拓用米

○助成単価 加工用米 10,000円/10a

新市場開拓用米 12,000円/10a

((参考) R2単価：加工用米9,000円/10a 新市場開拓用米12,000円/10a)

○助成対象 対象作物を作付けした面積を対象とする。

※緊急的に作付け転換を図るための措置として、令和3年度まで要件なし。令和4年度以降は低コスト生産技術、面積集積等の要件を追加する予定。

⑥ 高収益作物（野菜・花き・花木・果樹）の取組への支援

水田経営の複合化や園芸農家の規模拡大等による水田のフル活用を進め、農業者のさらなる収益向上を図る。

○対象作物 県振興品目の中から各地域協議会が選定した野菜・花き・花木・果樹

○助成単価 1,000円/10a ((参考) R2単価：2,000円/10a)

○助成対象 対象作物を作付けした面積を対象とする。

⑦ (新) 酒米からの緊急転換への支援

コロナ禍の影響により需要が急激に減少し収益性が低下する恐れのある酒造好適米から、需要の見込める品目への転換を支援する。

○対象作物 全ての水田活用直接支払交付金交付対象作物

○助成単価 酒造好適米から飼料用米への転換 10,000円/10a

酒造好適米から飼料用米以外の交付対象作物への転換 5,000円/10a

○助成対象 酒造好適米を前年または前々年のいずれか少ない方よりも1割以上減少させ、その減少分以上に転換作物を昨年実績より増加させた場合、酒造好適米の減少面積を上限に、転換作物の増加面積に対して支援。

⑧（新）加工用米、新市場開拓用米の複数年契約による安定取引の支援

県内全域で推進する加工用米、新市場開拓用米について、複数年契約による安定取引による所得・米価下落対策を支援する。

○対象作物 加工用米、新市場開拓用米

○助成単価 5,000円/10a

○助成対象 令和3年産を含む複数年契約を結び、その取組面積に対して支援

水田リノベーション事業による支援を受ける面積については対象外とする

※複数年契約の要件：・令和3年産を含む複数年契約

・契約期間内は数量維持または前年度以上

・集荷団体までの契約でも可

・集荷する農業者は年度ごと変わっても可とするが、農業者まで定めておくことを推奨する

⑨（新）県内実需者に向けた飼料用米の拡大の支援

県内畜産農家の需要を満たせていない事例があるため、地消地産の立場から、県内ニーズを充足するための飼料用米の取組拡大を支援する。

○対象作物 飼料用米

○助成単価 15,000円/10a

○助成対象 県内実需者向けに仕向けられた飼料用米のうち、令和2年産からの拡大分

(関東農政局との協議により、低コスト生産等の取組を要件化する場合がある)